安齊隨筆

前集

八

内閣文庫
和書
類 一八八一九
號 三〇
冊
函 三三
架 一

内閣文庫
和書
類 一八八一九
號 三〇
冊
函 三二
架 三

貴外書冊

内閣文庫
番號 和 18819
冊數 30 (8)
函號 212 21

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

安齊隨筆　卷之八

目録

一　燕澤ノ碑
二　腹白腹黑
四　ヤンヤアヽヽ詞
四　サシテヽヽ詞
六　カケテヽヽ詞
六　十ニシヒヽヽ詞
七　穀價
八　布價
九　出舉
十　小野毛人名訓
十一　天下貧福人情曲直
十二　佶解ナシ
十三　織田信雄
十四　タハラコ
十五　景清家紋
十六　因歌得名
十七　セメテヽヽ詞
十八　ヨミクセ

淺草文庫

十九 ヒサカタノ天アフカヲノ地
二十 羽織
二十一 カイトリ折掛
二十二 ミコ〳〵シキ〳〵云詞
二十三 世継物語栄花物語
二十四 大黒天
二十五 輪鐘
二十六 庚申本尊青面金剛
二十七 スハ〳〵云詞
二十八 ヽタキ〳〵云詞
二十九 無上無下〳〵云詞
三十 ハフル〳〵云詞
三十一 産婦姙婦禁鰒
三十二 初穂散銭賽銭
三十三 ヤギレル〳〵云詞
三十四 系圖
三十五 菊ノキセワタ
三十六 招魂
三十七 イト〳〵云詞
三十八 類聚国史
三十九 青色五品
四十 咄ノ字

四十一 書題新撰新編号
四十二 笋刀
四十三 由加物
四十四 麟角
四十五 禁式
四十六 印
四十七 一ノ宮
四十八 サソ〳〵云詞
四十九 デ〳〵云詞
五十 蘓
五十一 オコ〳〵云詞
五十二 道カユカス〳〵云詞
五十三 大追物馬場蕉跡
五十四 アツシレ〳〵云詞
五十五 古史
五十六 婦女垂髮
五十七 拔階越任
五十八 前王廟陵記誤
五十九 オホカタ〳〵云詞
六十 宣命ノ文詞
六十一 甘栗
六十二 望陀布

六十三 三隣亡ノ日
六十五 廿五里村
六十七 赤腹魚
六十九 鰐口
七十一 御さいぜん
七十三 内慶盤所
七十五 コシレル〜ヲ詞
七十七 ほゝゑみの歌
七十九 一ハシラ二ハシラ〜ヲ詞
八十一 八十鳴使
八十三 五十鈴川
六十四 一銭切
六十六 神離磐境
六十八 青砥左衛門祖父
七十 子生至五十日授名
七十二 胃壺
七十四 十セ〜ヲ詞
七十六 人麿官位
七十八 高千穂峯生稲
八十 偽年号
八十二 草子物語ヲ寄
八十四 男弟花

八十五 合血
八十七 梔字ハシ〜訓
八十九 ミツノカシハ
九十一 ワカ草ノツヽ
九十三 長能ヽ名訓
九十五 罵詞ヽメ〜ヲ
九十七 行字訓
九十九 忌部神社
百一 寶ノ字訓
百三 玄武之圖
百五 高砂ノ尉姥
八十六 八子ズ色
八十八 吏部李部
九十 出納
九十二 佐保姫龍田姫
九十四 養子
九十六 サバシ〜ヲ詞
九十八 齋宮停廢
百 サガナシ〜ヲ詞
百二 ツトメテ〜ヲ詞二品
百四 赤子握符
百六 老翁秝尉

国立公文書館 National Archives of Japan

百七 一ツモ一ツトヽ詞

百八 ぎりとゝ詞

安齋隨筆 巻之八

一 燕澤ノ碑 陸奥国宮城郡燕澤碑用古字ヲ巨讀ス書家東江能考釋字ヲ或有古字或有省文或誤作シ東江釈字而後可讀然文義巨解予熟考文辞甚拙シ叙語或疎或リ故巨解強テ解スハ則勸善ノ教戒語シ甚解別録ス今不述

二 腹白腹黒 古書ニ腹白腹黒トヽ事あり腹心腹シ腹心とも腹白トヽシ漢土ノ書ふ赤心トヽふ用ヒ赤ハイヽき事のあるとゝ又心ヒヽくくしくぐらきと腹黒トヽ漢土ノ書ふ黒心トヽふ用ヒ

三

一 ヤンヤアヽヽゝ詞 俗ノ歌舞ヲ褒ヤシテヤンヤアヽヽゝ事ヤアヽヽの轉語シヤアヽヽの本語ハアヽヽシアトヤ相通の音シされハアヽヽ轉ヽヽてヤアヽヽ重子ゝふが連聲ふ引れてヤシヤアヽヽゝるヽヽるシアヽハ嗚呼ノ二字ふて感歎の詞シヤアヽヽヤシヤアヽヽ同義シ右答忠寄之問

四

一 サシテヽヽゝ詞 俗語ふ事をシサシテ。物を書サシテ飯を食サシテ火をヽヽヽヽサシテゐヽヽゝハ皆入主ノシトゲズ半途ヽヽて止をゝサシハサシオクの畧語シ俗ノ字サシオクヽヽヽむ右の俗語ノハ半止ノ二字を用て。サシテヽヽヽむヽヽ

五

一 カケテヽヽゝ詞 俗語ノ事をシカケテ物を書カケテゐヽヽゝ

六

一 シヽヽヽ詞 俗ノ事ノサシテヽヽヽゝ今ヽヽシトゲズ半途ヽヽヽをゝカケテヽヽゝハ懸テの意シ中ノヽヽヽて落着ざる義シ十二ジヒヽヽゝ詞 十二ヽヽハ熟せざる人シヒハ強ルシ心ノ熟ど受會ざヽヽて強てヽヽヽを十二ジヒヽヽゝシ字書ふ然魚僅切強シトあヽヽ音キン訓十二ジヒ 或ハ懲ふ作ヽ俗ゝ懲ノ作ヽハ誤シ

七

一 穀價 續日本紀巻三元明天皇和銅四年六月己未以穀六外ノ當錢一文ヽヽヽヽ穀ハモミ米シ六外を麿て白米ふして三外シ白米の代一文シ上古世の富ヽヽと知ヽヽ今ヽヽ天明三年癸卯夏ヽヽ白米の代錢百文ふ白米五合六合シ古今雪泥シ古ヽ上古の穀の價をヽヽて万物の代下直ヽヽと押て知ル

へし世富て能治れり

八
一 布價　同書同五年閏十二月辛巳制 中略 諸国所送調庸等の物以銭換冝以銭五文ヲ准ニ布一常ニとあれハ字書ニ八尺ヲ為尋倍尋為常とあり然れハ布一常ハ二丈六尺ニして二丈六尺の代銭五文にし上古世の富を推考へし今世布一端二丈六尺ニて代銀二十匁三十匁にし古今大違にし後代無礼度て有りけるて世貧くなりぬ物高直なる

九
一 出挙スイキヨ　古書ニ米銭等ニ出挙とあるありしは米銭等を多く出して世人に借して利を取る事を云 出スイハ米銭等を此方より出スを云し 挙ハ彼方より利足を取り挙るし 貞永式目ニも此二字あり 出ノ字

此方より出スハ音スイし 彼方より出スハ音シユツし 出挙とこエツキヨとよむハ非し

十
一 小野毛人名訓　蝦夷を毛人とも云ふに依て小野毛人をもエミシとよむへしと云説あり誤なりケビトとよむへし　続日本紀巻六元明天皇和銅七年夏四月辛未中納言従三位兼中務卿勲三等小野朝臣毛野薨ス小治田ノ朝大徳冠妹子之孫小錦中毛人之子なりとあり其子ノ名毛野と号するをもつて其父の名ケヒトと云を知るへし

十一
一 天下貧福人情曲直　君上利を貪る政あれハ天下貧しくして人情曲る君上財を散して貪られハ天下富て人情直し人情曲れハ治りかたく下民上を恨むる心生して悪謀を巧ミ罪人多し人情直なれハ能治りて下民上を貴ひ懐ひ善行をなす治乱ハ人情の曲直より生す人情の曲直ハ天下の

貪富より生ず 天下の貪富ハ政の貪廉より生ず政の貪廉ハ有司の賢愚より生ず有司の賢愚ハ君上の明闇より生ず君上の明闇ハ学文と無学より生ず学文と無学ハ君上幼稚の時の教育より生ず然れとも幼稚ハ学文を忘れ遊ぶ事とのみ好むハ母の胎中より受得るなり故に愚なれハ人君の器なきを上古ハ和漢共に人君の器ハ非る人を天下の君とせり

十二

一 結解十二 文年 長鳥子ハ詩文を此に記す道遥院実隆公の高野詣紀伊の川を渡りて中路に日暮こゝの木を切て十八町の板ハ四十八町より一里のをを切て切て修理結解なりやいなや周桂法師に戯る

十三

一 西来ハ天竺より出て西方より結解なりとの事の為なる夏丈を右の地名なりハ結解なりけりいなりとも板屋をく新廟をやるゆくたるとそなすとそなすとは丈をけるさと昔ハ字音なりケカイすとも云へとも結を志もるし解ハとるし志もるもるくせるもるくいづまもかくつるさと志ぶけるしハ志ちとけるしの畧語し

織田信雄 今人ノブヨとハ誤し本ハノブヨし永禄の御湯殿日記に今日織田のぶよ系図にあるハ信雄し村井敬義諸説に○夏丈を弔う因僧に昔の土方勘兵衛ハ婚家より昔勘を和り信雄より一字を給しして代て雄ノ字を

通ず字ハ今の実こ物ゝ実名雄忠と号す先祖雄
の字ヨシと唱へ来れり
タハラゴ（タワラコ）海嵐の乾したるし漢土の書ハ海参とあり
功能ある物なれハ人参ふ（て）海参と云日本にてハ昔より
海嵐の字を用ひ和名抄ふ崔禹錫の食経に海嵐
似蛭而大者し（和名古）とあり コレ多分本名し九ノ字にて乾
したるを熬嵐と云なり（）其形丸く少細長く茶俵の形のごと
くゆへタハラコと名て正月の祝物ゝ用ひ庖丁家の古書
ふあり茶俵ハ人食を納る物ゝメデタキ物ゆへタハラゴと云
名を為て祝ふ用ひし串ふ刺し梯のごとくして乾すと串
海嵐と云十二月と生海嵐と後代熬海嵐ハ及ハず

串海嵐をイリコとも云タハラゴとも云て用ひ人世奥列より金
海嵐と云物出る奥列金花山の下の海より出る海嵐を乾
したし其形茶俵ふ似たりと古の熬海嵐ハ今タハラゴとも
云（）製なるべし然れとも名と金海嵐と云ゆへ熬海嵐も
タハラゴとも云ものと人知る金海嵐ハ生なるけれとも如此の
形とし思ふハ形し常の海嵐のごとく形長りれとも熬海嵐
ふ製するゆへ形茶俵のごとくなり
景清家紋　尾張国海東郡塩村明眼院に白山神社
あり社内ふ古き鎧あり相傳て悪七兵衛景清ゝ着しと云
其鎧の図と尾張の人の持来りて写し此其鎧ふ車輪
の紋の金物あり其後成人の談（）ハ信濃国ふ景清の建

立しより古寺あり堂に車輪の紋付たる金物のありしと云
此年寺と云し人に直に逢ず人傳に聞し事なれば郡
村の名も寺の名も委しく尋ねず詳ならざれども景
清が紋車輪にてある事は彼鎧の紋に符合せり

十六
一 因歌ニ得名ヲ　吾山四話に載たり　越谷法橋吾山俳諧の連
哥の判者

下もえの将　俊成女
下もえに思ひきえなん煙にも跡なき雲のはてそかなしき

ことうらの丹後　宜秋門院丹後　太政大臣家女
忘れじな難波の秋の夜半の空こと浦にすむ月はみるとも

沖の石の讃岐　二条院讃岐　太政女
我袖は汐干に見えぬ沖の石の人こそしらねかはくまもなし

ふし柴の加賀　待賢門院女房
かねてより思ひしことぞふし柴のこるばかりなるなげきせんとは

待宵の小侍従　阿波の局　八幡光清法印女
まつよひにふけゆく鐘の声きけばあかぬ別の鳥はものかは

ものかはの蔵人　徳大寺実定公家臣
ものかはと君がいひけん鳥のねのけさしもなどかかなしかるらん

初音の僧正　興福寺花林院別当永縁
きくたびに珍しければほとゝぎすいつも初音のこゝちこそすれ

沢田の松河　松河法師
月よりも沢田の面にふす鴫の羽よりさらに明ぼののそら

手枕の兼好　　兼好法師
手枕の野辺の草葉（朱：草）の霜枯に身はならはしの風の寒けさ
芦の葉の浄弁　　浄弁法師
湊江の氷にたてる芦の葉に夕霜さやき浦風をふく
裾野の慶運　　慶運法師
宿ちかき山のすそ野の夕ひはりあかるも落る声かとそきく
日吉の西廣　　招月庵正徹門人
こすのとふひかりや月のすゝぬらん日吉の神に願ひしかし
若葉の宗円（朱：カノミ）
うすくこくみとりの緑のいろ〳〵にわかしまし宮の若艸
浦川の内侍　　伊賀ゑかお　以下名字異称にあり

たかさふ波のよする浦ゝハ行のこゑのかひりおとくさき
下りえの内侍　　周防内侍
さすらひて釣するあまのしほくさや下りえの煙なるらん
出なる女郷　　小侍
ありふるも君ハ志しる川きよくて岩もる水の音しきる〇ハ

十七
一　セメテと云詞　セメテも又セメテモノ事ニおもし俗語ニ云古斎
もイトセメテおもしろセメテハセ一りテし迫（ハク）ノ字又逼（ヘキ）ノ字とし
色ミ格しにトヤカクやし〇思ひしせしも仰しもすべきや
しるく思ひセ一りとるとセメテと云し

十八
一　君ミクセ　仮名草子とももとつる字侍ノとあるハミんづゝし
もへし〇るつれるたれと人あらへるつれんしれてもと

一

しんハむろ。ふと。むとハ青相通しあるさるの類ハあるべんりしよもくしあるざるを略してあるさるとうるしるもしるハあるさんめるとものじ。んハるゝ青あ通しも
ホとゝゝらせゝるて字ひし書てあるまるもハあるるゝ
るる

ヒサカタノ天アラガ子ノ地ツチ　ヒサカタ天の枕詞　アラガ子ハ地の枕
紛ゝて天地とホメゝる詞し天ハ形圓ふして虹ノ形ノ半圓ニ見エルヲ以テ知ルベシ　土地山
海と始り万物と色ミ括て漏さん崩れす幾千万年し
堅固ゝて変せさる物ゝれハ久しく堅きしゝゝ書ゝて　ヒサカタの
アメゝゝ日月星ノ説ニモ皆ヒサカタ　アラガ子ノツチしゝ事　舊説ゝハ地
ト云ハ皆天ニ有モノイヒハリ
ゝり金銀銅鉄のアラガ子ゝせする成アラガ子しゝゝ。アラガ子とハ紛

一

カミヅル　貞丈按ふ此舊説狭くわゝ誤し　アラガ子カノ字ニゴリテ　文字ゝハ
生根しゝ書しゝ生ノ字アラしよもし日本紀ノ神代巻ノ生ノ字
生とアレしスしよゝ事れゝ神の御児とせミ多ゝ事とゝし
ふ有ゝし。アラ。アル。アレ。アロ。皆音相通しアラガ子ハ生カ根
しゝ義ゝてアりしアラユル万物ハ悉く地ゝゝ生じて地ふ外
て成長ゝるしゝれハせが根の地しゝし万物とせする根本
しゝゝゝし天ハ久しく堅きとわゝてヒサカタのアメしゝひ地ハ
万物と生ゝる根ゝるとわゝてアラガ子の ツチしゝし
ハフルしゝ詞　ハフレ。ハフラカし。ハフリ等皆同しく放ノ字し物と
ツナき置しゝが放れしゝる事しゝる意し源氏物語ゝ紫の巻ふ

心にはあはせてあはれなりけしすゞめのこぞ　ソノトカワカムラサキハヒナギミヲ心ニツカセテツレタ
チノキタルナラ　又夕顔の巻にほころびの不にとりてうすなきすゞめもくく
ゆふちまちひかれはうる石の（三十）としてそふれぬへきやあらん
又明石の巻にかしこう名をとふりしつるやしんにきこし
又関屋の巻にいろいろき留にやうつらまどろつきにやあらん
ちく又はれく蔓にそのこむまどぞてハなかれにたれどあと
みなまあらしらく以上皆放ノ字にて色をそうしたるつ意に俗
語にならひかけることにふみて心得へし

一　羽織　天文永禄の比室町殿の中次ノ役を勤られし伊勢
六郎左衛門尉平貞順か記に胴服のまなへたり此比既に
胴服ありしと見ゆ其服丈ケ短くて胴ハかりを掩ふものゆゑ胴
服といふ此胴服の一名を云ふなりといふへし書てとこる
とよもあり胴服ハ常にをせざしてあそびてよりけて
着るゆへなりしといふ放の字を前に記せるなりの詞の条
にいへりし永禄の比楢（ナラ）村市郎左衛門長高か書し室町日記
に三好筑前守長慶か京都へ具足羽織をあつらへしよし書たるく
ところ其比既に羽織とも云ひし羽織ハ仮名にハてかくと
書く是織の字に付てうつりたる誤なるしるしなり又
俗語に羽織ハおもてハ異国より渡りしもの羽をもて織るより
起りゆへ羽織といふといへり是羽織と書くあて字に依て後に
造りたる説と見ゆへからず詮なきことなり又桜羽織ハ十
徳の変したるなりし室町殿の比十徳といふ服あり京被のこと

くふて五服と絙連ひきくはし（袴具セス）苔布麻布にても絙し
染て紋を付る侍の妻ハ胸に革紐あり鼻緒あるの妻ハ
胸紐なし今も京都門跡のこしらへ着る江戸にてハ
将軍家の御鼻緒着るし又今世醫師も着れども紋付
なしにて黒く紋をうゆく別の地の中にえゆるし又公
家の服も道服しいふ地あり胴服ハ別しつ物と思ふ
へからず

二十二

産婦姙婦禁鰒（アハビ）　産婦姙婦ハふ蛇を食へハ小便滞りて
水腫しなる家人もしらしるし（本草ナトニハ見ザル
ニ醫師ハ此事ヲニラス）

二十三

カイドリ　打掛　立原氏（水戸儒士
芝五郎）問ふ武家の婦人小袖着て
帯して其ふ上袖を打掛てりとをカイトリとて礼服にて
古実なる事なり又カイドリの文字如何○貞丈答ふ内裏宮
女の礼服ハ○單衣○表着○唐衣○裳を着て紅袴を着る
男の束帯のごとく畧儀の時ハ唐衣裳を着せずして小袿
と衣着の上なる打カケて着るし男の衣冠又直衣を着る
うとく（ウチキふ○品あり○ウチキ○オウウチキ○コウチキ○ウチキハ女ノ服し）小袿ハ小袖のごとくにて廣袖
しウラもなく地ハ絹なし色ハ時節によりさまざまなり地下の
もの武家の女ハかの小袿（コウチキ）の代りに小袖を打カケて着るを打
カケしもカイトリとも打カケしなる小袖のツヘの間ごと取ヲサメ
てノひるカイトル意し文字ハ掻取しなり書し（カキトリ又ハキイトイカイ
音相通ゆゑカイトリと云）
ハ助語にて何意なし京都の人の詞に行くを○カイユクとし
ナテルをカイナテルしなふ同し○カイドリとも云詞も久しき詞し

はれ〳〵草百七十五段に酔くるひれてあさましきまで両をとあるじのり
あけしらふ隣ひてあれさうりかろしうかさきけしきさし
おしねきさあへずいふさきしちひき出しめてふぐるかいゆすぐ
のうしろ。○もおもひしる方へちるぎのわだおりくはさむし

一 初穂散銭賽銭　北郷氏問云神に銭奉るを散銭とも賽銭とも書き又初穂とも初尾とも書く何れをかよしとすべきや○貞丈答云初穂と云を正しとすべし初穂と云ハ其年田畯(タハタ)に生じたる五穀の穂を取て先神に供(ソナ)へまつりし詞にて非ル物にても新に出来たる物を先神に供へまつる穂に准じて初穂といふされハ早穂とも書し三代実録巻第十八清和天皇の御宇貞観十二年に饒益神寶の銭を改て貞観永寶と云

新銭を鋳させられしに鋳銭司山城国葛野郡の鋳銭所と西所より新銭をまゐられハ十二月十七日乙丑に勅使を諸社に遣ハされてかの新銭をまゐられし其告文に所鋳作之早穂(ハツホ)二十文乎左馬助従五位下多治見真人藤吉乎差使天奉持天奉出賜ふとありける是銭早穂といふものの古くよりあることを知るべし又散銭といふハ賤人々神前にて銭を二三文十ヶ散してまゐらゆく散銭といひしを八一向俚俗の詞なり又賽銭の賽ノ字ハ玉篇に先両功報也とあり返報の事也されバカヘリマウシといふことを訓(ヨミ)にて神に祈りし願叶ひし時悦て神に御礼を申すをカヘリマウシと云俗に云願はたしといふことなり其時神にまゐる銭をハ賽銭と書べし是又俗事也初穂ノ早穂ノ字を用るハ正しきことなり早

穂ノ字ハ古ヘ不用又初尾と書ハ誤し尾ハとノ假名し（俗ニ云ハ）穂ハ
ほの假名しかるゝし遠ゝし

二十五
一
ミコ〳〵しきゝゝ祠　俗の累時ゝ人猥ゝは佛と信し神とも
てゝゝひかゝ持祈禱（ウラナヒ）占トクチヨセ　ゝし十七等とゆむ人とゝコ
〳〵しき人〳〵ゝ　ミコハ巫（カンナギ）し神と信（まる者し是をミコトゝ山
依市（イチコ）ゝ巫ノ類し此ミコのてゝゝる事ゝ好むゆゝゝ
しきゝゝし

二十六
一
千ぎレル〳〵ゝ祠　物の切雜ゝとゝ。チキレんゝゝハ。タチキレルの上
畧し夕チハ斷ノ字ゝて中〳〵ゆゝ事し

二十七
一
世継物語栄花物語　世継物語ハ字多天皇ゝ堀河院御代
〳〵の事実を記せる物語ゝ全篇四十一卷（目録系圖一卷巻本
一

朝書籍目録ゝ藤為業作ゝあり（為業ハ土御門院御代ノ人伊賀守
辛人信名義念と号其子名為忠）此世
継物語の所〳〵を板書し一系圖一卷原て九卷とし所〳〵絵を
加へて栄花物語〳〵頭を書〳〵本あり〳〵より混雜して世継
物語の頭号とも改て栄花物語と書〳〵本あり赤染右衛門
作〳〵ゝハ俗説し赤染死後敕代の事蹟り〳〵本朝書籍
目録の印版の本に世継（自宇多天皇至堀河院御宇載君臣事藤為業作）四十卷とあゝ並
へて栄花物語（赤染右衛門）四十帖とあり是古本ゝハ。印版の
本ゝハ後人か筆し〳〵るし世大鏡ハ世継ノ卷の名目孫あり
今栄花物語〳〵ゝの卷乃名ハ目一然れハ世継〳〵ゝハ本名で
栄花〳〵ゝハかの九卷の板書の新名ゝが混雜〳〵ゝ書の
名〳〵ゝれるし又ゝ古書ハ引用〳〵ゝハ世継ハ云〳〵とあり栄花

二十八

一

二十九

一

二曰くハ[illegible]又證とすべし拾芥抄に萬葉廿卷云ふ世継物語に云萬葉集高野御時諸兄大臣奉云云とあり此事今の賞花物語なるべし此外古書に世継と云て引ける物ありつゝ草子地の類の物語と云ふハ續世継物語一名今鏡に云ふなり第四ハ續の字をワスレテ書るなり

系圖　續日本紀卷八元正天皇養老四年五月癸酉先是一品舍人親王奉勅修日本紀至是功成奏上紀三十卷系図一卷とあり此附既る系図あり其始ハ久しく

大黒天　谷響集瑞應老僧正泊翁和尚書第四云客間食厨に安大黒大神の者有所據無答出千義淨か南海帰傳に云西方諸大寺の處咸於食厨柱側に或在大庫門前に彫木の表形或二尺三尺為神王の狀に坐の把金嚢に跏趺小林に一脚垂地毎將油拭黒色為形號曰莫訶歌羅即大黒神也古代より相承の云是大天之部屬性愛三宝護持五衆の使無損耗求者稱情但至食時に厨家毎薫香火所有の飲食に隨列於前に云〇貞丈云右の文とくれハ八人は方の世俗小安置する一体の大黒天の像ハ大なる造りなり右にくる像顔色黒く形ちとゝのハつて大なる所ゆの事なり食嚢を把るとハあれども嚢を負ふとハいハず擔と持るとハ俵を踏もるとあり桜ますゝ右の文の大黒天ハ天竺の神なるゆへ佛菩薩諸天部のごとく頭髮ハ編に巻て螺髮なるて裸体なる布を以て腰より絡其除りを肩上に掛て腰まて垂て俵に乗るゆへ今世俗に用る像ハ此方の大オホ己貴命アナムチノの故事に私意を加へて作りなす者なるべし大己

貴の三字音にて讀メハ。ダイコクイ也（クイ如音キ）又一名大国玉命（オホクニタマノ）とも
云大国の二字音にて讀メハ。ダイコク也是を大黒と所命して
混雜せり古事紀ふ大己貴命袋を負ひ給ひし事あり
又嵐大己貴命を仕へ給ひし事あり古事紀に大己貴命
常に笑を好ミ給ひし事槌を持て俵を踏給ひし事ハ
是へ皆を神と称する故意を加へて笑と槌と俵
も皆係る也大なる祝ゆる冠を冠り給ひし古事紀にハな
し皆妄作し又毘沙門像面体を黒くするハ天竺の大
黒に據る也大己貴命の色黒くましまハ神書に見へて
又云梵語莫訶（摩訶）と云と漢土の訳に翻譯すれバ大し歌
羅（伽羅）と云と翻譯すれバ黒しされバ莫訶歌羅（マカキヤラ）と大黒と

云らし

一菊のキセワタ　後撰集に清原元輔ハ九月八日伊勢が
家の菊にワタを被せられハ又のあしたとして
人々すゝて伊勢へ下りて君をのぶひて名を
宿の露とかこちん　藤原雅正　露ならぬ宿の
菊ならハ花のあるしや歳世をハ伊勢家集も
見へたりを後撰集に入れしなり　新撰集ふ
云九月九日に一位倫子菊の綿とゝのひて老のこひす
ゝ結れハ紫式部　菊の露をうけてふ神れて花の
ありしよりハ少ゝ人ゝと紫式部作也　又云弘人
年のすゑ口枯ゆる九月九日のあるうきより面すこ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

新撰古帖伝実　切ノ[illegible]蔔の[illegible]絵ケサレハ体[illegible]

蔔の花ノ[illegible]　貞丈ニ[illegible]　又蔔の白キ[illegible]頭ノ

[illegible]　全[illegible]

以上諸名伝格考○貞丈ニ[illegible]ハ[illegible]絵ヲ蔔花の

大小[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

輪鋒　輪鋒ハ本名羯摩金剛ト云テ佛具ニシ十字金剛ト

云ニ股杵ヲ竪横十文字ニ打チガヘタル形シ真言家ニ獨

股杵三股杵五股杵ト云フ佛具ニ用ル　股ハ鈷ノ字也　獨鈷ハ頭尾劔鋒

ノ如クニ[illegible]物一ツアリ二鈷ハ三ツ五鈷ハ五ツアリ　谷響集ニ羯

摩金剛者横竪三股杵ヲ是故號云十字金剛ト謂ツ孰三鈷金

剛ヲ横竪竪突之標相也比乃金剛之作業故表本具作業智也

大日経五云以本性清浄故羯摩金剛所護持故淨除一切

塵垢我乃至株杭ノ過患ヲ疏十六云金剛有二種一者智金剛

二者業金剛也此梵云金剛羯磨ト謂所作ノ事業也以比金剛

業而加持故得淨除其心地也○貞丈按佛法の像教

ト佛像ト初メ緒ノ佛具ニ至テ物の形ヲ表ス像ニテ教

とするしされハ心智作業ともに佛の法戒と金剛のごとく堅剛
ふ字を持て邪念悪業と横ゑを撃ち堅ゑ家退ゑを形ふ
表し像りて三股杵と竪横十文字ゑ甚勇を表し
羯磨金剛ゑも十字金剛ゑも甚形劔の鋒のごとゑ物
八方へ出て輪のごとゑふ俗に輪鋒と名付ゑし羽黒
山伏の不動袈裟ふ付る金物も帰羯磨金剛し俗ゑ輪鋒と
神の紋ゑゑゑゑハ本地垂跡ゑを
道家ゑて世紋と貴ひ用ゑし
招魂　タマヨバヒと訓む死人の名を呼ぶ礼記ノ檀
弓ノ篇に曰復盡愛之道有禱祠之心焉北面求諸幽之儀し
喪大記に云外自東榮中屋履危北面ノ三號捲衣投于前

司服受之降自西北榮凡復男子ハ称名婦人ハ称字ノ鄭玄
註に云復招魂復魄ノ字カヘスヒとむ魂をヨヒカ
ヘスし榮ノ字。ノキと訓む屋ノ軒し危ノ字。ムネと訓む屋の
ムネし右ハ儒道ノ招魂ゑ法し佛道ゑハ教王経第十名金
剛安三ト才十四ハ名去識還来並説印真言今畧ノ不出
之谷響集ふ見へ〳〵

庚申本尊青面金剛　庚申を守り三尸を避ゑハ道家の方
し青面金剛ハ佛家ゑ土ゑ道家ゑハ〳〵佛家ゑ庚申を
字ゑ事ハ〳〵陀羅尼集経巻第十ゑ大青面金剛ノ咒法
咒曰咒畧之谷響集ふあり

イトヽゑ詞　イトハ最字よむ俗ゑイチとゑる用ヽ（チヽト相通ノ音し）

イトヨシトシテ俗ニイチヨシトイフロシトシテ俗ニイ
チワロシトシテ
スハトシテ詞スワモ俗ニサアシテ同職人者合ノ主君ノ繪
詞ホスハ浮説ゼヨシトシテハサアサア浮説ゼヨシスハイハヾ
シハサアシシハヾシ

三十五 一

類聚国史　菅原道真ニ撰シ或説ニ奉勅撰シシ所
見ナシ未詳　本朝書籍目録拾芥抄等ニ奉勅撰
トシテ信ジ難シ或説ホ菅ニノ撰ニ非ズ其證ハ菅ニ
三代実録撰者ノ中ノ一人ニシテ功ヲ終ニ半ハニシテ
左遷セラレタヒシシ然ニ類聚国史ニ三代実録乃
序文ニシテ○負文拙カノ序文ハ法人ノ書加ヘシ

三十六 一

ヘシ其外法人ノ加筆シタユウ事多シ冠服ノ部ニ衣服
令ヲ書加ヘシ令ハ国史ニ非ス又漁猟ノ部ニ履仲天皇
六年三月猟ニ出シニ人狐ノ婦人ニ化シテ人心惑ヒ
シホ傍ノ人中臣ノ祓ヲ請テ忽ニ醒シシニ事ヲ載
シシ中臣ノ祓ハ衆ヲ解除スル為ノ文シ妖怪ヲ退ル文
ニハ非ズ菅ニ何ゾ如此ノ事ヲ載ルヨリシテ
其又法人ノ加筆シ又ニ国史ニ又ザル事ヲ載ル事
ハ桓武ノ御宇崑崙人本綿実ヲ持来ル事ノ類シ
其ハ法人ノ加筆ニハ有ヘシシモ史外ノ実録ニ載テ
而テ菅ニノ加ヘ給ヘシシ能虚実ヲ考ヘ正シ
全部二百巻ノ多ク亡失テ今世ニ十巻斗残シテ有

凡書ノ真仮虚実ハ特ノ古書ヲ見てこそ眼よわるゝれば見わけられず

二十七

一

一夕きとゝ詞　夕ノ字清濁みて遠あり清てゝハ全キリし濁ハ未し新撰六帖に信実朝臣かきゝゆうの菊のうゑ綿けさこそれハはるゝ雪ゝの花時よりゝ清さき雪ゝハ全きゝゝし夕ノ字スミてよもし又伊勢物語に頼ゝあけぐきりゝくるゝでくさゝけのまゝゝふるゝてせるゝゆりゝけぎゝハまし夕ノ字ニごりてよもし　まぎゝハまぎゝ　ゝさの器後し

二十八

一

青色五品　一ゝハ藍染ノ色ゝ青ノ正色し　二ゝハ草木ノ葉ゝ七青ゝゝ実ハ緑色し　緑ハミトリ色ゝゝ青ニ黄ノ文ゝゝ色し　三ゝハ灰色　白ヅ黒ノ文ゝゝ　四ゝハ白ヲ青ゝゝ　ゝゝゝ色し　ウスミ色ゝゝ　ウズミ色ゝゝ　ウス青ニ似てニギテ公ニまやうニ見ゆゝ見アヲゝゝうし　ゝゝ色し　ウスミ色ゝゝ　ウズミ色ゝゝ　ウス青ニ似てニギテ公ニまやうニ見ゆゝ見アヲゝゝうし　ゝゝハ蒼し　実ハ灰色し　正月七日禁中

二十九

一

の白馬會の白馬ゝアヲ馬ゝゝ白色の至極潔ゝゝハ少青ニあゝゝゝ見ゆゝゝ灰ゝ白ゝ青ゝゝハ白馬節會ゝ限ゝし常ふ白ゝ青ゝゝ　五ゝハ黒ゝ青ゝゝゝもあゝ黒毛の馬ゝ上古ハ黒馬ゝゝゝゝゝと後代ゝゝゝ今世ハ青ゝゝ毛ハ右ゝ紀せゝ蒼色の黒濃ゝて黒色ふりゝゆゝ意ゝて青ゝゝゝゝゝ奥列仙堂ゝゝ今ふ牧馬ゝ出ふ仙堂人のゝハ黒馬の耳の中の毛黒キハ黒毛ノ馬ゝゝ黒馬ノ耳の中の毛蒼ハ青毛ノ馬ゝゝゝ

無上無下ゝゝ詞　ゝゝ上ハゝゝゝゝと無上ゝゝゝ

下ハゝゝゝゝゝと無下ゝゝゝ　ムゲニ学文ナシ　ムゲニ酒呑ズゝゝ

ゝハ字下ノ字ゝし又ムケニ闌入レ　ムゲニけれゝゝゝゝ　ムゲ

ハ無解し解ハ解ル〳〵ト多印をカミワケてさ〳〵らし無解
ハ理とカミワケズさ〳〵ざるし

四十一

一 咄ノ字音ハツ 説文ニ相語れしとあり 林〳〵彼と相語れし雅語ハ
カタルと云ふ今ノ俗語ハ。ハナスと云ふ咄ノ字ハナシと和ゆ即チ
カタルし

四十二

一 書題新撰新編ノ号 新ハ舊ふ對て名し フルキ書ふ何ミと
云書あり〳〵と増補改正なり〳〵て新〳〵書直〳〵らと新
撰新編〳〵号するもあり 舊書ふ偏〳〵る事と別ふ集あ
記〳〵新撰新編〳〵号するもあり又昔ふ名る事と今
始て新る書き著〳〵らると新撰新編と号る事もあり

四十三

一 道ガユカヌ〳〵ヲ詞 古書ニ道ガユキ難〳〵ヲ詞あり
井露寺職人弁金ノ繪墓目クリの詞ニ一人ニあるる御ヒキノハ
クリ〳〵テ道ガユカヌ〳〵あり道ガユカヌ〳〵ハ今ノ俗語ふラチガ
アカヌ〳〵ヲ用ヰ桜ミミチハ道ニあり〳〵も充し其事の充ザル
と充ガユカヌ〳〵ヲし 其事ノ成り果ルを充ミツルと云充満す
のあし

四十四

一 箏刀 タカウハ。タカウナカタナの器語し タカウナハ。タカゴナ タカノコトのこと 髪のモト
ドりの先を切ハカし 切ルと云ても ハヤス〳〵云 其形サキ細ク本太ク〳〵て箏の
形ニ似〳〵ゆへ箏刀〳〵云東羽二国御留ニ東形ノ事と書〳〵ヲ二除ノ北西ノ
洞院の鍛治金道ノ小刀毎年禁裏院中ニ献ス〳〵親王元服ふ
用ヲ所の箏刀又舊例ニ依て金道ニと調進す親王門主
童形ノ時髪ヲ〳〵ろ元服の日箏刀を以て某家と

切髮色ニ罹ル〻ヲ

四十四 一 大追物馬場畝跡　右同書ニ云下賀茂川合ノ社の東北ニ在リ傳ヲ云文安四年將軍義政ヲの時此所ニて大追物あり其後後花園院寛正六年八月奥行又後陽成院永禄三年三月三日奥行東西四十二間南北四十間し

四十五 一 由加物　延喜式巻七神祇式曰 踐祚大嘗会 凡應供神御ニ由加物ノ器料 注曰 神語ニ云ヲ雜器ヲ曰由加物ト雜贄同為由加物ト

○負大拂右ハ文由加物ノ下ニ 甍(ホトキ)。比良加。坩。幣。薄絶。倭(シヅリ)文。木綿(ユフ)。麻。葉薦。作見鑼。斧。鎌等ありこれ物惣名ハ由加物し

又拂神語ハ神祭ノ言語ヲ云ふ

ハ〻ヲ語し神語(カンコトバ又カミコトハヲ云)　神祇道ノ官人ノ云習

四十六 一 アツシレトヲ詞　病人の病ヲ〻死期ニ迫ルヲアツジレタリトヲ日本紀ノ上代 靈運當遷ノ四字ヲアツジレタニフヲ訓ス

拂ふアツハ原し病勢ノ厚ク〻ヲ

四十七 一 麟角　日本紀天武天皇九年春二月辛未有人ヲ得麟角於菖城山角ノ本ハ二枝ノ而末ハ合テ有穴〻ノ上ニ有毛〻ノ長サ一寸則異トメ以献之盌麟角ヲ云〻

四十八 一 古史　日本紀天武天皇十年三月庚午朔丙戌天皇御于大極殿以詔川嶋皇子忍壁皇子廣瀬王竹田王桑田王三野王大錦下上毛野(カミツケ)君三千小錦中忌部ノ連首(ムラシアウ)小錦下阿曇(アヅミ)ノ連稲敷難波ノ連大形大山上中臣連大嶋大山下平群臣子首令ヘ記定メ帝紀及上古ノ諸事ヲ大嶋子ノ首親執筆

以録焉

四十九
一 禁式 右同書同年四月己亥朔辛丑立禁式九十二條因以詔之曰親王以下至于庶民諸所服用金銀珠玉錦繡及氈褥冠帯并種々雜色之類服用各有差辞具有詔書

言○貞丈云禁色ノ字延喜式ニ見ユ諸ノ装束抄なとに用ゆ本ハ禁ふ式なるへし但ハ色ハ物ノ字ノ意なれハ色ノ字なくもよし

五十
一 婦女垂髪 同書天武天皇朱雀元年秋七月乙亥朔庚子勅男夫著脛裳婦女垂髪于背猶如故之○貞丈云垂髪ヲ于背ニノ四字スベシモトリと訓を付たりスベラカシとハ之ニ依れり

五十一
一 印 同書持統天皇六年九月癸巳朔丙午神祇官奏上神宝書四巻倉（かくら）九箇木印一箇ヲ

五十二
一 越階越任 越階とハ位階を一段越て昇すること也たとへハ従四位上正四位下正四位上と次第に昇るへき順なるを従四位下より直に正四位上に昇るハ正四位下を越て昇ることなれハ越階と云也越任とハ官を一段越て昇ること也たとへハ大納言内大臣右大臣と次第に昇るへきを大納言より直に右大臣に昇るを云ふ内大臣を越て昇るなるへし 菅神の須磨日記ニ昌泰のとしはるかにあらたまれるはるのしれたるしの年二月中たゆくりなき（不意）ことのりをかしこまりてかたいりのまゝにいへるさく身にはおほけなくもありなんへきを内のおほとゝをこえてあらうんなかうに思ひもして（かくて）右のおほいまうちきみになりぬ

一

一ノ宮　淡路常盤草（淡路三原郡仲野安雄作全八冊享保十五年成淡路国ノ記し）巻四（伊佐奈岐神社ノ下）曰

按するに一ノ宮とは異説多し崇神天皇の置給ふ天社地社を一宮といひ垂仁天皇の置給ふ国社を二ノ宮とし又八天社を一宮とし地社を二宮とし又八一国守護神の幕とし上代は一宮の名なし○貞丈云国史令式古書小一宮ノ名見つも相列するは一ノ宮二ノ宮三ノ宮なり国よりて二ノ宮あるもあり三ノ宮あるもあり不定なれの時代代の故なて定めし事なし詳ならず

一

前王廟陵記誤　廟陵記曰淡路陵式曰在神宅之東二十町津名郡下川井村高嶋古陵廢帝ノ陵なり常盤草　右同書云廢帝陵と称する所云原郡なり按するに延喜諸陵式云原郡なり然れハ川井村なりと廢帝の陵とするハ俗傳の誤し帝王編年紀曰廢帝御年三十二奉葬淡路国三原郡○延喜諸陵式曰淡路陵廢帝左三原郡ノ非城東西六町南北六町守戸一煙遠陵なり

一

右約之

サヅ〳〵ゝ詞　事ノ終りを推量するふサヅと云詞ありサツソなりと同し　サハ然ニカ也シカと約ツムれハ音サとなる　ニカ及ビハ音サシ助語し俗語ハサヅうとアンうとなる同し　サツとゝ字俗ハ

嘸ノ字ヲ用ユ然レトモ字書ニ嘸ノ字国音切嘸然ハ陽應シ
トアリテサヅレトモ義適ハスシテ甚タ疎ナリ今俗用ニハ
甚タ疎ナリ用ヒ雅ニ書クヘキニハ蓋然ノ二字ヲサヅル
用ヒ大カヽサウデアラフトモ意ヨロシ然ノ字シカクトモ

五十六
一
オホカタトモ詞　事ヲ推量スル詞ニオホカタトモハ蓋トモ
字ヲ用ヒ俗文ニハ大方ノ字ヲ用ヒシ雅ニ文ニハ推量
ノ詞ノオホカタト大方トハ同ジヤウニテ大方ハ大概大概ノ意
ナリ

五十七
一
デシモ詞　ニテシモ詞ヲ俗語ニハデシモ〻〻ハ是ニテシモ
モノヲ見テデシモ詞シニテヲ約レハ子シモトナルシ子ノ音ヲシ
音ヲデシモハ言使シ言使シハヨキヤウニナリ子ノヲ濁ルトキハ

ダチツテド、モノヲ半濁シモシナニヌ子ノハ清音ナレトモ
濁ルトキハバダヂヅデド、濁ルヽ故生濁シモシ（ミミムメモヲコ ゴゾバビブベボトモノヲ濁シ例シ）
ヒモヽ濁シ　されバコニテヲ約メテ。子トモノヲ。子ヲ濁テデ
シモシ○凡雅語ハ俗語ハデ語ヲ釈スルヲ本語略語。
約語轉語ハ五音ノ相通。清音。濁音。半清。半濁。言使。
連聲。等ヲ知テ釈ヲ〻シ

五十八
一
宣命ノ文詞　宣命ノ文ハ天皇ノ御意ヲ記シテ或ハ神祇
ニ告ル奉ル文ニアリ或ハ諸臣及万民ニ告ケ給フ文ニアリ
甚文ノ詞ノ体ハ上古ノ宣命ハ皆我朝ノ詞ヲ用テ祝詞
祓詞ノヽ〻ヲ〻サシテ唐詞ヲ用ル事ナシ唐字音ヲ上
ム所ニシテ中古以来ノ宣命ニ祝詞祓詞ニ似タレトモ甚中

小唐ノ詞を用ゐる所ある為字音を以てする所あり是ハ
宣命の古風を忘れて唯文章ふのみ物なるべし本
意を失ひし神祇ふ告まする宣命ハ特ふ唐詞を用ひ
まゐらせるや

五十九

一

蘓　大臣ノ大饗の时蘓耳栗使を立てる支江象次牙
大饗雜事等ふ久ゐる蘓ハ借音ヲ書るし実ハ酥字
ゐ酥酪し延喜式巻三十三民部式下曰諸国貢蘓ヲ番
次略中凡諸国貢蘓各依番次當年十月以前進ル輪轉
隨次而復始ル其取得ル乳ハ者肥牛ハ日ニ大八瘦牛ハ減半作
蘓之法乳大一斗ヲ煎得蘓大一升ヲ但飼秣ヲ者頭日別ニ四
把ロ負丈云牛乳を煉ゐて酥酪ゐを更ニ酥酪を精煉ゐ
ゐを醍醐ゐを枯（ヒカリ）て如脂白色如雲其味甘美し今世俗ハ
蠻語を傳ゐ。ボウトロゐゐを也し

一

耳栗　蘓耳栗使ノ耳栗ノ支を村井敬義とりて御厨
子所預ゐ高橋若狭守紀宗真ふ尋りれハ丹波国の栗
をゐ〻茶ゐ

六十一

一

オコゐゐ詞并鳴呼尾籠ノ字　オコゐゐハ。オロカゐゐを中畧
ゐてオコゐゐカトコゐ相通の音ゐる為オカ轉ゐてオコゐゐし
オコノ正字ハ愚ノ字ゐ愚ノ字ゐハオコゐまぬ少詞
のまゐ嗚呼（ヲコ）ノ字ノ音を借ゐ用ひ又ハ尾籠ノ字訓を借ゐて
ゐ用ゐし　オコハ。オロカヲ中畧こゐル轉語し今俗ニバカゐゐ尾籠ノ字を
ヲコゐよまずゐてビラウしなきて無礼ノるゐすハ誤ゐし古書ヲコ
者ゐるハバカふ者しゐるもし。オコカてこゐゐハ。バカラシイゐゐるし。又ゐ尾ノ字古書
ふハヲノ假字し俗ゐハオノ假名を用ゆ

如此二所ゝ書ケレ。オコカシ書ケレ正シケレ。オコハオロカ
ノ中暑ラレバシ。オロカハ。オカノ仮名シヲトフ非ズ

六十二
一
望陀布　房総志料（上総安房西国ノ産ヲ記ス　上総夷灘郡中村国香著）云延喜式貢物ノ中ニ
望陀布（上総ノ）望陀布ヲ出セリ紫藤ノ皮ヲ搥織テ絺絡
ニテ今樵夫ノ脚ニ巻ルモノ是シ續日本紀聖武帝紀上
総望陀細貫ニ有リト同ジクモシ

六十三
一
三隣亡ノ日　田舎ハ三隣亡ニテ忌ム日ナリ右同書ニ上総ノ
俗ニ毎月亥寅年ノ日ノ配當アリテ其日ハ當ル日ヲ三
隣亡ニテ警ハ正月朝日亥ノ日ヲ初ハ十三日廿五日ヲ二月ハ
寅三月ハ午是又同ジ四月ハ亥ハ順ス此日作屋採薪ノ功夏
ヲ断ツ然ルニ祝融（ヒノカミ）氏常ニ之ヲ犯シ此俗本列ノ如シ

六十四
一
男ハ武列金沢ノ俗ニ又然リ或上毛野ニ之ヲ云ハ此日
ハ當ル日ハ正月門戸ノ飾リヲセザレバ○負丈ヲ此日ヲ忌
ム事昔ノ陰陽家ノ説ニ京ニ之ヲ其説絶テ畧
ヲハ傳ヘザルニ田舎ノハ古キ事ヲ尚ホ残リ伝ヘタリ

一銭切　右同書ニ望陀郡真里谷村ニ天寧山真如寺ト
云上総曹洞流惣録ノ寺ナリ寺領三十石門前ニ禁牓アリ
條目ノ文門前百姓於非法有之者可為一銭切事ト按ス
一銭切詳ニ清政記ニ考フ太閤清政ヲ賜リ高麗
陣中ノ制ニ軍陣於味方地乱妨狼藉輩可為一銭切ト
ナリ戦国ノ比普ク行ハレタリ又猶又可考○負丈按一銭切
ト云ハ犯人ニ過料銭ヲ出サシムル事ニテ切ノ字ハ限

一

うゝ〜其過料を責取りふ役人と差遣し其犯人の貯
へ持ゝ銭を有り限り取よる強ハ僅ゝ一銭持ゝらゝも
其一銭限り有ル取上れと一銭切とゝうゝ〜搜し取る事
とり也

廿五里村　同国市原郡松ヶ嶋と云ふ有り十町平ありて
廿五里村と云ふ二十五里古来ツヒに唱来れり実ハ
露乾地と書て相伝ふ昔此所に一大刹あり今高泉寺
と云真言流の寺是也と世俗堂内ふ置所の仏数霊異を
顕す鎌倉方崇信し給ふ毎月焼香使を彼所へ遣す
鎌倉より此地まで海陸捕路三百里関東道廿五里（高以六丁為一里）
あるゆへ廿五里と書キツヒに唱〜〜彼土の邑主佐久

一

間氏談あり又古書（ふるかき）負丈を後代異名の地名の字の
ちゝ誤き事有の額あり又土俗石碑ある史文字を
用遣て書来り改ゝあり是又ゝ誤し（上志）有国
国ふ古府里村と云ふありてそれをバコシヤテ村と唱来れり
古射呈（コシヤテイ）の文字の誤なるゝ又京の万里小路の里の字
も呈ノ字の誤と改さるゝ此類多ゝ〜
神籬磐境　神籬の字ヒモロギとよむ磐境の字イハ
サカとよむ二つゝも神社を持て名し神社の外ふ
ふ絶て有とまゝふ並立て樹ふ又きとあて結ふ垣
を〇ヒモロギと云ハ日新の漏ふ垣と略してヒモロギ
と云ル（青垣）イハサカとは畧してイハサカと云し神を祝

多ク懐しきものなり。ヒモロギとハ神社の
事なるし今世ハ神社を井がきとして訓のまゝふ
通ふ恒あり。ヒモロギとハ神籬磐境の事神道
者抔ゝの由説とする事なれ

六十七
一
赤腹魚　伊豆志（伊豆国田方郡住人伊東氏祐親入道道順伝書抜書ノ内）曰箱根山湖水
ウグヒに似たる赤腹と云小魚を取上ケ多ク物ふ
旅人ハ進む其外鮒鱒の類なり。口真丈赤腹黒
長あり斗尾長し腹ハ赤し

六十八
一
青砥左衛門尉文　右同書ふ大場村或従ル大場十郎迄
御しゝ者此所を領ス承久の所領ふ字治の氏ふ向
下功あり其孫ふ為国青砥の庄と給ハる是より青砥

六十九
一
鶏口　右同書ニ山名邑善照寺什物観音ニ御宝前鶏
口有元應二年大中臣友綱卿寄進し。ワニクチ此ハ既
ふ有

七十
一
子生至五十日授名　平家物語巻十維盛出家ノ條ニ云
重景原を押つゝ中ハ重景ハ父与三左衛門景康ハ平
治逆乱ノ時殿ノ御供ス候て二條堀河の邊ニて鑓田
弓張ノ組て悪源太ふ被討候ヘ重景しなゝハとり
候つゝ被討ル其時ハ未タ二歳ニ成ル候ハ
ハ乳母ふハ七歳ニ成ル候ヘ情とかくゝ親き者一人ハ

候ハざりしに大臣殿重景を御前へ召てあれハ維盛に
名のり候者のあれバとて帥久御前にてそだてられ参
らせて生年九にて中せ附君の維盛御元服候ん夜取くし
かしらを取よせられ参らせて盛ノ字ハ家の字なれハ御代に
伴ふ重ノ字をハ松王にと被仰て重景とハなれ然も父ハ
あれ共上重る名を松王とハ申しも事とよばれて五十日にて中に文
かいなきて むかしよりしかバ此一門をハわかれとうへバ祝ひて御ある
こしと仰られて松王とハよばれ候き忠孝〇五十日と書てイカと
よむ

七十一
一 御さうぶ　撈隠巻八 春のまつりの巻 不慮にて浦島しいひしさる
これハ後撰撰集御随のれさうぶんをあつまりひきとられしゆかりらむ

庄ノ木字 壮ニソウ 又ニシヤウ 又両音也

とても少へしらとめさうぶんの庄ならし伊勢あとうふ同し
庄国山庄などの庄しかなる字にハシヤウをサウと書し
呉音を用ゆ板本撈隠にかくしたしその字用ふるハ
誤なりあつらい遠ふり

七十二
一 骨壷　諸国にて農民土を掘て石棺に掘る事あり
棺の内にかき壷あり 高サ大概三寸ばかりの陶器にて薬をかけ
まずスやきにて固し色うるし黒し 両方の腹少し平にして両
方にうふウヅつきと大さ文に付ぬ赤土器の尻にある文(モン)の
箱のごとし 両ノ腹少平きハ横にしても置がさ為し此物處く

形如此 尻丸ミ 耳ナキモアリ

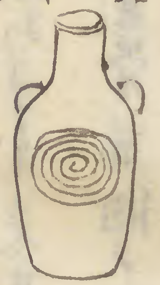

あまた掘り得しを絵図しるるを存むべし
壷の尻ハ丸く平うかあらざる底立て置く

物あるべし又其真物を見しに事なきを見死人を火葬
し其骨を納めし壺なるべし或ハ此壺を得て花瓶に用ゐ
人々千年の古物なし此其本ハ葬具なるべし山器のれハ座
席の傍なるべき物なるハあるべしなどもいふべし吉凶を
分ルハ礼なしモノイヒヒトハあるべし礼を正すべし

七十三
一 内慶盤所 東鑑巻十文治六年十月廿三日癸酉小雪大納
言家御参仙洞給ふ又長絹百疋綿千両
絁絹卅端被造内慶盤所云々 此内慶盤所云々
各自禁秘抄禁板拾葉抄江家次第名自抄等古書ふ見
べし 拾ふ同臺盤所ノ写誤なるべし 同の字ハ上に詔所の
仙洞を指すし 同ノ字内ノ字給ふ 草書の草ノ字義

七十四
一 字給ふ 大納言家公朝朝臣上京 大納言ふ住ふけし
ナセ〜ふ朝 俗語ふナセしふハ十こし十三轉〜十ナし〜ふ ニ〜シト音相通
ナシ又轉〜ナセ〜ふ シトセ〜音相通 古き物語の冊子ふナジカハ以て
〜ふ〜ぎ〜ふ語あ〜 ナジカハ〜ふハ十三カハ〜ふ
七十五
一 コジレル〜ふ詞 俗語しクジケル ノ轉語し コトクト音相通 レトケ〜音相通
七十六
一 人麿官位 人麿ノ官不詳 藤原敦光ふ人麿ノ讃ふ仕ふ
持統文武ふ聖朝ふ過新田高市ふ皇子ふ〜ふ 乞万葉
集の奇ふ仕ふ代ふ考〜ふ者し日本紀持統天皇紀及
續日本紀ノ文武天皇ノ紀ニ柿本人麿ノ名ふ〜ふ官位
昇進ふ載ふ〜ふ賤官下位ふ故国史ふ載ふ〜ふ
又位ノ事ハ古今集巻之序ふ〜ふ序ふ〜ふ

もしの人まろとあり紀ノ淑望う真字序ハ柿本ち支者し
のちて位の名ハ五し此ち支ゞうハ後代五位と大支し称す
るしハ別の事ゝて上古うハ男子の美称し猿丸ち支と同
類し花乃井常雅卿ノ説うハ六位とうりのくゝあし書ふ
や陸奥とミ千ノクとゝし五音通すれハしとミて○負丈
按六位ゝゝしうハ実ゝ無ゝ六位ゝゞの賤位ゝれハ
て国史ゝ人麿と載せさうれ又六ゝ三ノてゝき五音相
通すれハゝゝ数量ノ字とハ通音と用て書く事ハあゝぐう
らも蓋草書の六ノ字ハロク書ケバ三ノ字ふ紛ゝし古
本ゝ六のくゝゐしあゝしとゝ誤て三ノ位ゝ字ゝ伝くゝるる
らん古今集古代数ちちゝし定家卿の自写の本も嘉禄

本負應本ゝゝ二ちあり轉展書写ふりて誤字も出来
ゝし定家卿本と定ゝ付諸ちと石捨ゝて簡とかく
て将軍家の諸本とせれし也細川玄旨ノ緒奇大概抄
ふりゝゝ法貫之う真ちしハ遠ゝし俳諧寄と謝諧寄
と書ゝも定家の所為ゝ
ゆゝちの秋　為忠朋臣　家百首　弦月頭　親隆
ゝゝいふ大ゝや人のゝもすれハかゝるゝゝるるの月
月　射場始　不唐
ゝゝいふ大ゝや人ハりふやさハゝのう場る立ゝもん
散木集下　恵部上　物ゝりる人の常るちやゝゝ事のち
りれハうもるるとゝくせゝしきるんさるひるゝ

中りれハまきの中こしの（年ミる竹を化ゝし）ひゝうゝふむすひつけてつハ
りゝ
まるゝぬやゝこの竹（竹の名ニまるゝうゝ）とゝふくせゝゝて世をハとゝ
支木集　天仁元年所集に京帝合　琳賢法師
いゝとせんまきのちめゝとすれハ引ゝるちつゝなりぬゝと（ヒキハナチツゝゝ元本竹合くるを考ヘし　トモスレハヨセゝ）
類木集　物ノ名　まゝきのやたて
ゝくゝふまきのやたゝてすむ武ハとゝつむゝちゝゝゝ
負丈弓上古ニ種あり一ニハ九本ちハ　二ニハまゝきちもし九本
弓ハ　櫨弓（ハジ）　或ハハジ、梔字と偽り用ゆ又ハゼ用ゆゝ本ハ元ハ弓ノ名也　梓弓（キサハキノ本　又ミボクとも）　檀弓（ニ二ミ　ニ二ミノ本　真ノ弓の本ゝを似て　ケヤキ　ツキ　ツミハ桑ノ木ノ種類ゝて葉サクラ　一ギリなし）　柘弓（ツミ）　皆古記ニ其名出
ゝり九く割ゝて（外ハサと　テミシ）弓ニ作る是軍弓こまゝきちハ今
の本ゝ竹と合せゝるゝ弓ゝし是ハ上古朔廷ゝて射礼賭弓大射
等の時ニ的を射ゝるゝし次将装束物ゝるゝゝ此ちふ具
すゝ矢ハ角又ハ木又ハ錫（ス）ゝゝ矢ゝゝ矢ゝりを作ゝこゝ矢ゝゝきの
矢ゝゝ木又角のゝゝハ延喜式の兵庫寮式ゝあゝ錫のゝハ
堀川院次第ニ石清水ノ寄ニあゝ（スゝミ鈴ノ字を偽り用ゝる）又真ニ木弓又真
ニ岐（キ）又真巻（キ）弓ゝ〻〻書ゝハ偽ゝ字ニ実ハ継ちし本ト
竹を継ゝし継ノ字ニ二ゝとゝもし継（ツヽ）父継母（ツヽ）徒ゝゝゝ
知ゝ〻〻古代ニ弓ハ軍ニ用ひず雨露湿気ゝ立ゝハ
ナルゝ故ニ是本弓ハ軍ニ用ゆ底強ゝて堅キ物と貫ゝふ匠
雨露ふ是ゝハ潤ひて折れずけゝきゝちの事ハ世人奇
知ゝゝて弓ゝ説を聞てかゝ知ゝ人ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

一 鞭ゆづけ芋の図ハ吉郎秘訓抄より

高千穂峯生稲　日向国臼杵郡高千穂峯岩の間ニ人形

すゝて自然ニ稲をなしゝ実熟するとき刈とる

人の談ハ稲食小麦しゝ他国ニ持来りて蒔ふ又

ゝす高千穂ハ稲穂ゝ多ゆゑの名しゝ

一 一ハしラ二ハしラゝゝ祠　日本紀神代巻ニ一神二神とハしラ。フタハしラゝゝハ一人二人ゝゝて人数とゝし人数

のゝゝもゝゝ蒼玄の須磨日記ニ昌泰二ゝゝゝゝれ

ゝゝちのゝの乙ひの年ゝゝ二年の事を二ゝゝゝ

ゝゝ紀ればまゝゝて物の数をゝゝゝゝゝゝゝゝ梅ふ

ゝゝハ箸ゝて数ゝゝゝを用ゝゝゝしゝハ品助語し

一 ラリルレロハ只皆助語ニ用ゆ カズトリふ次ニ用ル枚ハホヘトチ別ニ著ふ用し

偽年号　神社仏寺の縁起の書共外俗書の中ニ有紛

い可ゝい年号ゝゝゝ時代の事ニ書ゝゝふ年号書ゝゝ

砂ゝハ推古天皇御代吉貴二年　孝徳天皇御宇令長元

年ゝゝ類し国史ニ載さゝ偽年号し是ハ何ニ據ゝど

し你ゝ考ゝゝ及ばずかの縁起俗書ゝゝゝ代ゝ人ハお家

又ハ俗人ゝゝゝ佛をなむ人ゝゝ帝ニゝゝゝゝ有ハ佛書の

ゝゝて国史ゝゝゝゝゝ家さゞ偽ゝ西識ゝゝ学しゝゝ

吉朝上古年号ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

しゝゝ年号を記さゝまハ什ハ年しゝゝて年号と

書んゝゝゝふ其年号知れされハかの偽ゝ代ゝゝ年

号と書るし偽と用る事ハ昔より佛家の習俗
し年号のよ混乱して彼徒の書るハ代前後顛倒相
違の事 幸 怪妖妄の事実を雑語すれハ是佛
徳の神通力し人間し一同の看(カン)とする事勿れしらて
都て支とそるし詮るゆく掛く所なき者し俗諺ふ所謂
瓢を以て鯰(ナマヅ)魚を押るごし
八十嶋使 顕昭法師う神年紀ふ代和ふ年号の付
て内のれられしのたるて年号ふ物語ハ由緒とりと書てハ詮
れと為るるるるるくまくるくと往古の後のこるるる
西のはうむひてりるくの為くの神を乗るしるる
○八十為使ハ家次井ふるゆ

一 草子物語之哥 右同書ふる物語ハ由緒とりと書てハ詮
るりれハ内えたるるある古額と書かる事定るるるし
○貞丈ふ伊勢物語ふし けたるひるるくし
五十鈴川 伊勢国ふ 倭姫命紀類の偽書ふ著天
るる此川邊る五十の鈴降りる故五十鈴川しふるるる
る此事ハ古紀古事紀古語拾遺等の正き古書ふ見
へず信ふる足るる文字ふ付て妄作るる説し用る事
勿れ今按るふ伊勢国ハ神武天皇の御宇伊勢津彦
るる人住居せ国し天皇御るて天ノ日別命を使て
征討せるるるる多ひりれハ畏て国を避て天皇ふ献て
るれる伊勢津彦の名を取て伊勢国と名付給りるは

伊勢国風土記より〳〵イスバ川〳〵ハ伊勢津川の轉語し
サレスセリ五音相通ゆく轉語に随て五十鈴の訓を借て
文字を作るし（五十ノ二字イ〳〵訓もし五十日と書てイカヽも）吾国上古の事ハ訓を本
にして文字の音訓を借ていまゝ書しされハ文字ふ
作て説を化れハ本義を審す事あり又ハ上古朝廷の
神祭る神前ハ鈴を振ゆゑ事古書ふ見てし
さゝふ後代鈴を振る事ハ五十鈴の天降りしを偽説り
思ひ寄るべし

一
男郎花　女郎花とヲミナヘシ男郎花をヲトコヘシ〳〵し神
中物を万葉に家持ゆゑ有ゆゑ
れ上のをとこをるの花をにほひをる　ヲトコハシ〳〵

しらハ。オホトナトラヒナヘシノヤウ〳〵て花ノ白きしを

一
合血　油中物を〳〵ちれくの えびをの身をいまをの出血
こと他〳〵ちるれや毛ぬ毛をる　顕昭ハ奥のえびをハ
神ふ人のふ定を〳〵ををふ父ノ血と母の血とを合をふ
神ふをれハ親ふの血一ふをちひぬこと人のふをれハ血一ふ
ふ〳〵ずしい〳〵さてこ〳〵ちをれやあハぬ〳〵ハををふ
江記を高深ハ高深付用ふ女し依歴ハ右衛門志尉業を号系
清衡〳〵実ハ義盛ふ女しを〳〵雖別世ハ後称有女子
欲尋反ト名世情而称不然ハ由ッ相論ハ問為通ノ検非遣使
時用ノ沙汰ト〳〵問を彼母蜜通ノ相住を問孫称非義盛ノ子ハ由
深称時用ト〳〵兼盛可合血ハ由ナハ〳〵ハ之ハ其芸能を

一 可謂兼盛カ子トなりし 右袖中抄

ハ子ズ色 袖中抄ニ唐棣花色のうつろひやすき心なれハうしをうきうつりてハそへたりし 顕昭云今ほとに花のなみこそ万葉家持唐棣花哥 夏まけて咲たる波祢受ひさかたの雨うちふらハうつろひなんか 此哥ニもはねすとよミて蓮花なりし中人依れと是をもはねすと讀へきにやあらねともうつろひやすき讀る歌にしたかふすと八よみ蓮のを書るなし 但万葉裏書 唐棣花山ふきの花にて都都督もいさくら 侍語抄云庭梅 栢橘 露草けなわもハ人のうつりぬる事とされどつきなしと云人もありし又うつろひやすき俤あて同字して讀たるなれとも

論語巻五子罕朱注云唐棣ハ郁李ニトアリ郁李ハニハサクラ也

部類は萓斉にそわりてきて一首入ぬ今桜庭梅ハ春さく物にしも山なしし春さけり月葉ハ六月七月なりてにもしむき萓ゆゆてとなむハ萓のもとのやぶる咲けるのやいうさ白きもそねそと讀る別物名とんはくし 又万葉十一云山ふきのにほへるいもかはねず色の翼酥色のうつりのそらにこまるつくて萓き色なまれり非ニ月葉花以上袖中抄なるへし

〇貞丈云 袖中抄の説かなゝしくも事多し 皆推量の浮説にして今桜万葉は唐棣花ハヤマブキノ花にし 此花ハ子ス色なるゆへヤマブキノ字をハ子ズと訓と本したし 正訓は非ス義訓にしハ子ズ色ハ黄色也 ハ子ズハハニジの転語にしニト子音相通ニシトス音相通也 ハニとしニハ黄ニ爐也 和名抄巻

十四深色是ニ黄櫨文選ノ注ニ櫨落胡反和名波豆之入ノ黄櫨本ノ
ごとく此木ハ身本と葉し紙ノ漆ノ本る似て紛れ易し
本白くして心ハ黄し其心を取て煎して黄染をするし黄
櫨染ノ御袍と此本なりて染るし其名波豆之と音の
相通ニ依て轉して波称受と云又波豆之と中器して
こしらえたる紅葉染ともあり是を四倉ハ
ともせしと云右ようなるものハ帰千ふど色すて
黄色しされバ万葉集唐棣花棣葉花ノ文ノ用ありて云ふもの歟ふるねぶし
河を行く又ものを云ふもよろしやこぶきの花ハ黄なる
ゆへし又ものを色のあるものすることあるハものを又
の意ニ赤裳をさしなる染をするし此外をはてものを

あらを云ふ所ハ誤し所ニ山ふきのみなりていもうとねず
久のしあれハ黄久なる事ハ所ならし又ものを
うつろひやすきものなれ共ハ変ハ変の意ぞ
る事し黄色なる染物ハ面ふるぶぬれハ久なるハ
るゆへ其事をいくらし又其事をけてさけるものを久
中ものさハ春春のまる咲くゆへし其事をけてハ其かけ
てとなる間ハ四月ニ過ぎをるし毋まぶきとものを久ハ
ものぞなる咲く花しなるべきを略し多為詞し毋まぶきの
本名をものぞふハあるを咲をものなるなりてなるし
梔字ハじと訓　日本紀ハ天梔弓をアヅサハジと立ミと訓ち
梔字クチナシしハじとよむハ正訓なるぞ為訓しハじハ

本字櫨し和名抄漆色其櫨和名波迩之とあり波迩之と
略して波之しも云古哥よりもぢりみだしちるハ見し 果ニハ
又和名抄漆色具る梔子和名大和奈之とあり梔も櫨も
黄色と漆る具るゆゑハじハゆふ梔ノ字と借の用ひ
るゝ舎人親王の説ハハゼ櫨ノ字を用る事いまだ
詳ならざるゆゑ黄漆の義を西て梔ノ字を借用せ
しゆや梔木ハ弓材ふ非ず櫨ハ弓材し今も弓ノ側本
ゆ用ゐ古ハ尤多らし

八十八 一

吏部李部　吏部ハ式部省ノ唐名し李部も同し 拾芥抄ふ
見

八十九 一

ミツノカシハ　袖中抄ニ云 司記もこゝ見えすも何乃

きゝよりの人とゝのかしハしとも顕昭云捕親集云
神武の九月ふるまきで給ふ頃ふもまた川ゆ初美
ゆりおゝまんわゝふ世唐ゆりて云のうしハし
いかしハとかゝて芋ハなりふとゝいれハ御ふ寄し中納
言俊忠卿の家ゝて寄十首の中ゆ名ゆとふとゝいふ題
と俊彩添ふ　神風や云川のかゝしゝ山ひてたゝとま
神ふつゝゝゝ和ゝゝ或人ゝ伊勢の大神宮ふ云川のか
ゝとゝゝゝゝゝふ事あり　ちくゝゝ川ハ叶ゝゝゝ
かゝハゝし云ゝ事ふゝと云ふ云ハゝゝれハゝゝ神ふ
ゝゝ恨ゝ日ゝ紀ゝ伊織葉と云ゝ　国史ふハ三
角梔ハ書ゝ延喜或ゝハ云織梔ゝゝ今ゝ梅ゝゝゝ

三つの。日事ゝ云のしるあるをしこ角とりくゝハこ系
物ゝ云りのと略ゝ云のといふ所ゝ神事抄。貞丈
云ゝ三つの物ハ帝の物ゝハ遠て系苔ゝ長ゝ解ゝ神
事ゝ用ゝ物云ゆゝ瑞の物ゝ云し瑞物云の物ハ瑞の雜ヅ
カキ瑞殿ミツノミアラカ瑞穂国ミツホクニ皆ホノテミヅヽ云し云ヅル水
氣ゝ潤澤ゝ云ハ〳〵云ゝ云ゝ云ふホノ詞し
瑞ゝ云ゝ玉の光ゝ云ひあゝ云し三角こ細條
細ゝ云ゝ書ハ皆借ゝ字ゝ云ゝ云ゝのかゝハ〳〵補親ゝ云
ハ下ノ仮ノ字ハヤスメテこハゝ云ゝ虛字ゝ云ゝ彫ゝ云ハゝ云
又ミツノゝ云ゝミツナゝ云ハ仮ゝ云ゝ音相通し
出納　スイナフゝ云ゝ雅亮紫束抄ふすいゝ云ふゝ云ゝ

納ノ音ナフし
ナウミハア
ラス又ノ
ウニハアラス

しユツナフゝ云ハ誤し今世禁中ゝ云出納の職ゝ勤ゝ者ゝ
自身ゝしユツナフゝ云ゝ橘嘉樹ゝ談ゝ云第ひゝ云出納
ハ藏人所の下司ゝ云ゝ藏人方一切ゝ事ゝ奉行ゝ云識し
上ノ言ゝ云ゝ出ゝ下ゝ事ゝ上ゝ納ゝ意ゝ云ゝ出納ゝ云ゝ云ゝ此
方ゝ云ゝ出ゝ云ゝハ出ノ字ノ音スイしゝ云ゝ彼方ゝ云ゝ出ゝ云ハ出
ノ字ノ音ユツしゝ云ゝ出納の出ハ此方ゝ云ゝ出ゝ云ゝ事ゝ云
ゝ云ゝスイナフゝ云ゝ事ゝ云ゝ人ゝ世ユツナフゝ云ハ故実ふ
ゝ云ゝ字景ゝ云ゝ凡物自ゝ出ハ則入聲使ゝ出則去聲又
云昌瑞ノ切自内而外カルし去聲音スイ又云尺律切入ノ之断し入声
清玉篇云尺述ノ切云ゝし入声音ユツ
ワカ草ノツヽ　伊勢物語ゝ首男ゝ云ゝ人のむすゝと

ぬすまして武蔵野へのがれ行くぬす人うりれハ国の
かゝるかゝりもまうふ世ハくさもゝの中まちてふけふ
りうちゐ人の叶ハぬす人ありうゝ大はけんと
も世うびて叶ゞとまうり「むさゝ野ハうゑハやきゝわる
事のつもりうれうゝれもこうれもゝ抄物ゝ第ゝ四ゝ事ハ
事ゝとゝし又弁慶或ゝ婦ゝとハ四ゝ事ゝしゝ太の歌
ハ婦ゝ非ゝ夫ゝとゝくゝし男女五ゝはゝゝゝし○貞丈ゝ
何ゝはゝゝとゝ四ゝ事ゝゝハゝゝれゝ詞ゝ抄ゝ梅ゝ四ゝ
事のはゝゝゝハ初春ゝ草の芽のゝひゝ春ゝ系卿ゝ
ちハゝくゝゝるひゝけずゝきゝゝゝゝ多のゝゝのはゝの
ゝゝゝ形せゝ四ゝ事のはゝゝとゝ若菜のつゝゝゝし

九十二

一

ゝゝゝゝゝ若色の音しはゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
らすゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝ詞ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
伏保姫龍田姫　新の抄物ゝゝゝ姫ハ春ゝ四ゝ神ゝゝゝ
ゝ姫ハ秋ゝ四ゝ神ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
姫ゝ叶春秋ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
葉梅ノ事ふ
つゝ香ハゝゝゝハゝゝゝゝゝ龍田姫ゝゝ花ゝ風ゝゝゝゝ
夏丈梅沈田姫秋ゝ四ゝ伏保姫春ゝ四ゝ事神抄抄
ゝハゝゝゝ

九十三

一

長能之名訓　長能ハ奇人ゝナガヨシゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

載集にハ新にふ。なりたゞし假名にて書れたる歌家
集にかゝげつゝも此作りたる人の扨此作りの世にあらはして
扨此にかへて其かりにかゝりける文にあはせてそれハ一篇文の
九年にかゝげつるをむしくさして
こすはに神もゆめし作りしもありけれとおもひたりけりしかもと
返し
ちくたへなかなかにふえまいらば浪こしけりとも世にいやまハ
又ある中に賀茂家なる人作りてあれはき人を車にのせ
帰りしをむかひにたりける綱庭にうちてもらい作りし
そのとくれなゐなりとこそいとあはれハ人の緑にありなへぬかる
返し

さしよりやまつりしき身なりしかあれどもいまさかりん人ハ後にもさし
此婚姻首にある名をよみ入たるふかなかりしとも二首よみ
それハ是を読しまくし　右契仲が和字正濫要略によりたり
凡古人の名よりも世をしかも此類猶多かるべし

九十四
一 養子　戸令曰凡弃(スツル)妻須有七出(スイ)之状無子義解曰謂雖有女子亦爲無子更取養子故也○養子上古より
ありしをも知

九十五
一 罵詞にメとは　ベトメハ相通の音也　又鄙字フトよむハ字の音也べしよむハ字訓也ベヲロメしとハパカンタチベとカタチメしとハ。スベテキとスメテキとハ。スベルと。スメルとこひ。ヲミナベとを。ヲミナメとことにて知るべし　人を罵

り殘りて高生ノ盜人ノ名ばかりを賊ハ祁ノ字
し音ノ通ずるし高生の祁類ノ盜人の祁類とを
意し然るに一轉して祁類ノ義を物語で只メとを賊ハ
罵り憎む詞なるべし思ひて真の高生と高生ノ
真の盜人と盜人メとハ理なるべで或ハオノレメ。セガ
レメるべるべ（バビブベボ　ハヒフヘホ　マミムメモ　ヤユエヨ　ラリルレロ　ワヰウヱヲ　ンの音の考し）

九十六 一 サヒこしとき用

サバしとを詞　古書サバしとを詞あり　サモアラバアレとを
と略しあるし　文字ハ遮莫（シャバク）（サモアラバアレ　アレとも）の二字し（サモアラハアレ　ハサウイアラバ
アレカシとの考し）

九十七 一 行字ノ訓　古音ヨクとイクとより相通の考し

九十八 一 齊宮停廢　上池院士佛（名誉恵勇号健叟侍従将軍良醫し義詮義満義持義量等ノ代し）

伊勢太神宮參詣記を齊宮とハたとて久しく跡なし
りしとちうころ五輿あるべしとて車ある風流なる首
うとも芳野山の櫻を見るさへ後鳥羽の京の
御所ありしを齊宮ふ跡ハ師走の名のみ殘て
祈文の内トケみも及ハず神慮のほどもまさぬ段
なりしりしハ付けるとあり今世付りを見ハちき祝
の事し云芳野山の櫻ハ後鳥羽の御所を主後鳥
羽の京れ如御所ハ後宇多院の内附を云（九十四代後醍醐ハ後宇多ハ後宇
多ハ後宇多の付世子内親王齊宮ふ）後宇多の後ハ
齊宮絶しり其後ハ後醍醐の内附を手記の無元方
て齊宮ふ〳〵断絶しり度會神主出口延佳ノ方の

参詣記の首書ニ云大神宮例文ニ準子内親王大覚寺
法皇ニ自ニ跡宮御退ロ大覚寺法皇ハ後ニ多度し。
御退下しハ跡宮を退て伊勢の斎宮ニ下ふし

九十九

一 忌部神社 讃列寒川郡前山村多和神社ニ別式内
の社し四国ノ内にて之社の御社と称ス斎神ハ手置帆
負命 忌部氏ノ祖神し 相迫き長尾村神西院の支配し 社
領ハサモ無く至極の小社し。右天州三年癸卯讃岐
高松の郡ニ移り宇村殿治雑徴ふ間ニ殿治彼国ニ
於て聞紀ス不ル吉凶ハ志摩ニ云者方ニ殿治ハ遠
書如右し忌部社と後東郡内厳中ニて吟味仕ル義
右し該社聞ハ神西院旧記抜ニ該ル也ハ世ル

百

一

ニ云ハ形ニ不中ル吉凶中ハ志摩ハ神厳し
聞ル

サガナシ云詞 サガハ悪ノ字し人ノサガ世ノサガ云ハ皆
悪ヲサガニ云然ニフサガナシ云ハ悪キ事ヲ云し サガ
ナクハ善ニ云ニ云悪キ事ヲサガナシ云ハ不善ニ云
云ハ桜ニフサガナシノナシハ有無ノ無ノ義ニハ非ズナ
シ云ハ助語ニて ナル云詞ニ用ル サガナル云事し
オホケナキ云ハ大クナル し ケトキ通音ハシタナキ云ハハシタ
ナル し カタジケナシ云ハカタジケナル し カタジケハ難シ云ル
ト冥加ニ云ニ云ハ寓加ナル 紀シアリガタケナル
て無ノ字ヨリ云ニナル云詞ニ用ル

寶ノ字訓　タカラ〳〵ハ。タチカラ〳〵ト。チヲ略〳〵テタカラ〳〵シ。タハ田シ。チカラハ祝シ（租稅ハ年貢米シ）祝ノ字ト。チカラト〳〵ハ米ハ農民ノチカラヲフリテ出来ルシされバタチカラ〳〵ト訓ス。タカラ〳〵シ米ハ人ノ命ヲツナグ物ナレハ米トリテ寶〳〵ス。天明ニ癸卯年江戸ニテ米ノ價甚高直ナリ〳〵ニ七月ニ至リ信州浅間山焼出シ大石ヲ飛シ地ヲ穿テ熱湯沸出ト云フテ人家ヲ打潰シ人畜ヲ打高ヲ打殺シ熱湯ニテ押流シテ人畜死スルモノ夥シク又麓ニヨリテ地面ヲ穿入テ人家男女牛馬等埋レ入テ死スル者数シラズ其近国ニハ焼灰砂石降テ田畠ヲ埋ミ稲粟稗モ皆灰砂ノ下ニ埋ミ其外箱根ヲ東ノ諸国稲ミノリモ大不作奥列ニハ仙台南部津軽等一国ニ稲石熟ニテ大凶年シ俵ニ江戸ニテ米穀甚少ク月四年ニ御御廟ニ米ヲ多ク無類ノ収納ノ大名等ハ御借米被仰付ル程ノ事ナク米直段金一両ニ米五斗迄ノハ四斗内外ニモ買スルヨク武家町人ニモ大ニ難義至極シ路傍ニハ所々ニ飢死スル者アリ町人富有ノ者金銀ハ多ク持レモ米ヲ求ルヨスガナク貧人ト同シク粥ニ菜葉至賤ノカヌ蕨等ニテ命ヲ繋テ朝夕ノ食ニセリ金銀ハ多クアレモ食ハレサル物シ此ヲ以テ世ノ人米ハ寶ノ中ノ一ト知ルベシ金銀ハ万事万物調ヒ

なりしものて思ひ入しうハ大ゟ相違し
一 ツトメテと云詞二品 一つハ勤うし又努力ハケカうと入れて
強て勤うし 二つハツトメテの日と云ハ明ル日と云ツトメテ
の年と云ハ明ん年と云又ツトメと云ハ夙ノ字晨ノ字等ふて
早朝のゟし

一 玄武之圖 四神の図東方青龍西方白虎南方朱雀北
方玄武と画ク玄武と云ハ龜ふ蛇の纏ふる形しるしを古
ゟ蛇ハ雄ゟて亀ハ雌し蛇亀交接するゟしゟ傳ゟし
是誤し 亀ハ亀の雌雄あり蛇ハ蛇の雌雄ありて各別し
土を掘起すと亀の子出る事あり其中ゟ蛇の子交りて
有り事なし又事ゟ蛇の子出る事あり其中ゟ亀の子
交りて有る事なし是ゟ以て異類何と交接する
事あんや況今交接しゟ異類何と孕む事あん
や蛇と亀交接すると云ハ陰陽造化の理ゟ甚昧き説し
俗説ゟ狐ゟ女ゟ化て人の妻ゟなりて人の子を産ゟ
と云或ハ蛇ゟ男ゟ化て女ゟ交て人の子を産と云類
ゟ狐蛇等の妖と云し人情を惑ハしむる事ハあり
へし異類ふして実ゟ交接して孕む事ハ決して無
事し天地陰陽自然の道異類相交て産生する事
の給うハしゟ事ハ決してなし醫書ふ鬼胎と云事
あり鬼魅と交接して孕む事ありと云是又狐狸の
類ゟ憑られて邪氣を受る故氣血の巡行常を失ひ

百四
一
月経凝滞して塊となる事あり真孕まはあり
赤子握符 世ふ安産の符と云て小紙に符と書て丸メて
孕婦に呑しむる産出すふ其赤子のまゝかの符を握て
生ると云ふ僧し在上に安心と合てするワザしまされ
ども此前毋の孕る符と同る符と安り持ち密ふ
あるのまる握せ置るし如此の奇怪る事とあるふ
必一味同心の者有てするし軍将の腹心に士を使ふ同

百五
一
高砂尉姥 賀儀の宴ノ日盃盞其外賀ノ器ふ高砂ノ尉
と姥の形を造て備物とする事古代ハあるましとハ懐
楽の謡物の高砂より出る事しかの謡物ハ貫之ノ古
今集の序る高砂住ノ江の松と相生のせうと覚ゆ云る

百六
一
詞を本とかの為處の松の精夫婦よばりて出て阿蘇
の宮に神を友成と云人と問答と出て遊て謡ふし
り寓言して実事まあるまで妖怪談の偽言しされハかの
尉と姥との形賀物とする人と松の精ふて坐る物ハ
菊苓 菊神 松茸 ハツダケ 松露の類あり老人夫婦のせて
事ハ又一本絹用ふるもの

百七
一
老扇 称尉 老扇と尉と祢尉殿ふ尉の字ハ用サ
誤し尉ハ左由つ尉 吾侭尉ふの官名し尉字ハ老扇乃
事ハあるて丈ノ字を用ゐ丈ハ丈夫の意し丈夫ハ年
タケ〳〵人し 丈ハツエし老テツエ ツヱ人と丈人と云
二一ツモ一ツと云詞 俗語ま二品あり物と分て云詞ふ二ツ〳〵

モ一ツ〻ニ此ニ〻ニハ一タノカ略シモ〻ニハ一轉シ〻モ〻ニハ
シ一ト〻ニハ相通の音シ又イヤ一タ一ツ〻ニハ。イヤ一タ一ツ〻ニ
略シ弥又(イヤ一タ)シ人〻ノ字ニハ〻〻ズ

百八

一 ギリ〻ニ刻　御日キリ。有リギリ。コレギリ。アレギリの類ハガギ
リのカノ字ヲ略〻〻ニシ限ノ字シ

安齋隨筆　巻之八終

国立公文書館
National Archives of Japan